

## 令和元年度7月入札契約制度の改正について

岡山市水道局

建設工事及び建設コンサルタント業務等については、現在ダンピング受注防止に取り組んでいるところですが、更に取り組を強化するため、以下のとおり、低入札価格調査基準及び最低制限価格を見直します。

### 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定方法の見直し

#### 建設工事

以下の～の合計額

最低制限価格の場合は合計額に係数を乗じます。

直接工事費の100分の97

共通仮設費の100分の90

現場管理費の100分の90

一般管理費等の100分の55

上記の～の合計額が、税抜き設計金額の100分の92以上の場合は、税抜き設計金額に100分の92を乗じて得た額に変更となります（現行：100分の90）。

なお、合計額が税抜き設計金額の100分の75未満の場合は、税抜き設計金額に100分の75を乗じて得た額となることに変更はありません。

#### 建設コンサルタント業務等

##### 1 測量業務

以下の～の合計額

直接測量費の10分の10

測量調査費の10分の10

諸経費の10分の4.8

上記の～の合計額が、税抜き設計金額の10分の8.2を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.2を乗じて得た額に変更となります（現行：10分の8）。

なお、合計額が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額となることに変更はありません。

## 2 地質調査業務

以下の ~ の合計額

直接調査費の10分の10

間接調査費の10分の9

解析等調査業務費10分の8

諸経費の10分の4.8 (現行: 10分の4.5)

なお,上記の ~ の合計額が,税抜き設計金額の3分の2未満の場合は,税抜き設計金額に3分の2を乗じて得た額,税抜き設計金額の10分の8.5を超える場合は,税抜き設計金額に10分の8.5を乗じて得た額となることに変更はありません。

### 実施時期

令和元年7月1日以降の入札公告から適用